

国立大学法人上越教育大学と新潟市教育委員会との包括連携に関する協定書

国立大学法人上越教育大学と新潟市教育委員会（以下「両機関」という。）は、新潟市における教員の資質・能力及び教育力の向上について包括的に連携・協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両機関が包括的に連携・協力し、教員の資質・能力及び教育力向上を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 両機関は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）新潟市の教員の資質・能力の向上に関する事項
- （2）新潟市の教育力向上に関する事項
- （3）学校教育上の諸課題への対応に関する事項
- （4）教員養成の充実に関する事項
- （5）その他両機関で合意された事項

（連携推進協議会）

第3条 両機関は、前条に掲げる連携・協力事項を円滑に推進するため、両機関の関係者による協議の場として、「国立大学法人上越教育大学と新潟市教育委員会との連携推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に関し、必要な事項は別に定める。

（守秘義務）

第4条 両機関は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得ている場合は、この限りでない。

（有効期間）

第5条 本協定は、締結の日から効力を発し、令和8年3月31日までを有効期間とする。ただし、本協定の有効期間満了の3か月前までに両機関のいずれからも変更等の申し入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定書に定めるものの他に合意すべき事項については、両機関が協議の上、新たに定めるものとする。

2 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、両機関が協議してその解決を図るものとする。

- 3 本協定締結前に両機関の間で締結した「附属学校教員に係る人事交流に関する協定書（平成 20 年 1 月 28 日）」「特任教員に関する協定書（平成 20 年 1 月 28 日）」については、引き続き有効とする。

本協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、両機関が署名の上、各自その 1 通を保有する。

令和 5 年 7 月 27 日

国立大学法人上越教育大学長

新潟市教育委員会教育長

林 泰成

井崎 規之